

中川村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者へのヘルメット着用を推進し、重大事故を未然に防止するため、自転車用ヘルメットの購入に係る経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、中川村補助金交付規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において自転車用ヘルメットとは、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、次の各号のいずれかの認証等を受けたマーク等が付与された新品のものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (6) その他前各号に類する認証等を受けたマークが付与されたもので、村長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有し、現に村内に居住している者。ただし、自転車用ヘルメットを使用する者が未成年者の場合はその保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）
- (2) 村税等を滞納していない者。ただし、未成年者については、保護者が村税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自転車用ヘルメットの購入に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を上限とする。

2 補助金の交付額に100円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、中川村自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する各号の基準に適合することがわかる保証書等の写し
- (2) 自転車用ヘルメットを購入したことを証する領収書等の写し

(交付の決定等)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し中川村自転車用ヘルメット購入費補助金交付決

定兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。
- 3 村長は、申請内容を審査した結果、適正でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、中川村自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）にその理由を付して通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 村長は、偽りその他不正の行為により補助金を受けた場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（失効）
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた交付申請、交付決定、不交付決定及び補助金の返還については、同日後もなおその効力を有する。

様式 省略